## 内容別届出義務者一覧表

屋外広告業者が廃業等(徳島県内で、屋外広告業を廃止する場合を含む。)になった場合は、下表の届出義務者が、30日以内にその旨を記載した屋外広告業廃業等届出書(様式第8号)を届け出る必要があります。

廃業等の内容	届出義務者
○死亡した場合	その相続人
○法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
○法人が破産により解散した場合	その破産管財人
○法人が合併及び破産以外の理由により 解散した場合	その清算人
○徳島県内で屋外広告業を廃業した場合	屋外広告業者であって個人又は法人の 代表役員

## ●届出書の提出先

770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 県庁7F 徳島県 県土整備部 都市計画課 都市計画・開発審査担当 電話番号 088-621-2566 ファクシミリ 088-621-2869